

事務局だより 令和7年12月23日発行

シルバーニュース 第148号

発行 公益社団法人桶川市シルバー人材センター
桶川市北1-12-10 電話777-1920
FAX777-1915

センター事業実績

(令和7年11月末)
会員数 593人
対前年同月比:105.9%
契約金額 228,121,485円
対前年同月比:102.3%

今年も残すところ僅かになりました。現在、インフルエンザや新型コロナウイルス、ノロウイルスなどの感染症が流行しているようです。また同時に2つのウイルスに感染するダブル感染のケースもあるようですので、感染予防の基本である「手洗い・うがい・マスクの着用」を励行し感染防止を心掛けてください。また、12月は交通事故が最も多くなる月でもあり、徒歩・自転車・車に限らず、外出時は特に注意をしてください。

来年が皆さんにとって、健康で良い年でありますようご祈念申し上げます。
センターでは、1月から2月にかけて、次のような事業が予定されています。

月	事業名	期日	内容
1月	衛生委員会	9日	産業医による講話他
	入会希望者説明会	10、20日	センターの内容について概要説明
	就業相談会	21日	未就業者を対象に就業相談
	地区別会員研修会・懇親会	別掲	センター事業について意見交換等
	理事会	23日	正会員の承認について等
シルバーおけがわ第74号発行			
2月	女性限定入会希望者説明会	3日	女性を対象にした入会説明会
	シルバー派遣会員研修	3、17日	別掲
	接遇研修	3日	別掲
	安全就業推進大会	10日	安全等の講話、安全宣言等
	けんかつ鉄道フェスティバル	15日	いきいき埼玉主催、女性部手芸品販売で参加
	入会希望者説明会	17日	センターの内容について概要説明
	就業相談会	18日	未就業者を対象に就業相談

重要

12月分配分金の支払日変更について

当センターの配分金の支払いは、通常就業した月の翌月15日（土・日・祝日に当たった場合はそのあとの金融機関営業日）ですが、年末年始の連休の関係で、金融機関へ配分金データの締め切り日までの提出が困難なことから支払日を変更いたします。また、4月分の配分金もゴールデンウィークで同じような状況になりますので、あわせて変更いたします。支払日は次のとおりです。

令和7年12月分配分金⇒令和8年1月20日(火)振込
令和8年4月分配分金⇒令和8年5月20日(水)振込

地区別会員研修会・懇親会の開催

ポイント対象事業 2点

本年度の地区別会員研修会・懇親会が下記の日程で開催されます。
研修会では、センターの現状や今後の課題などについて説明や皆さんとの意見交換を行い、今後のセンターの事業運営に繋げていきたいと思っております。

また、地区の会員さん同士の親睦を図っていただけるよう懇親会を続けて行いますので、皆さん積極的に参加くださるようお願いいたします。

なお、都合により所属地区の会に参加できず、他の地区へ参加希望の方は、事前に事務局へ申し出てください。

地区	開催日時	会場
桶川第1地区	1月17日(土) 11時30分～	立花会館
桶川第2地区	2月23日(月・祝) 12時～	桶川市民ホール(プチホール)
日出谷地区	2月15日(日) 11時～	下日出谷自治会館
加納地区	2月8日(日) 12時～	おけがわ団地集会所
川田谷地区	2月1日(日) 11時～	桶川市農業センター

※詳細については、別に配布する「地区別会員研修会・懇親会のお知らせ」をご覧ください。

互助会主催 ボウリング大会開催

寒い時期ではありますが、今年も恒例のボウリング大会を開催します。多くの方に参加いただき、大会を盛り上げましょう。
【日時】令和8年2月20日(金)
現地に13時までに集合
【場所】アイビーボウル北本
北本市東間4-60 ☎048-542-5141
【参加費】1,000円 【募集】30名
【申込期限】2月10日(火)までに参加費を添えて事務局まで(☎777-1920)

【その他】
※バスの送迎はありませんので各自で現地に集合してください。
※マイシューズ持参の方は、申込時に「シューズ:不要」と申し出てください。

年末年始 業務のお知らせ

～事務局は、12月26日(金)まで、平常どおり業務を行います～
年末年始につきましては、12月27日(土)から1月4日(日)まで休みとなります。

事務局の年明けの業務開始は、1月5日(月)からです。12月分の就業報告書は、できるだけ12月26日までに提出くださるようご協力をお願いいたします。
継続の仕事など12月26日までに提出できない場合は、1月5日に提出してください。

また、事務局の休業期間中、事務所のポストに入れてくださっても結構です。

配分金支払証明書の発行について

令和7年1月から12月の間に就業をした方に、「配分金支払証明書」を発行します。発送については令和8年1月中旬頃を予定しています。

※ 会員は個人事業者であり、配分金は給与所得ではなく雑所得です。このことから、12月に就業した配分金の支払いは1月ですが、収入が確定している所得については、年内にその金額を受領しない場合であっても申告することが望ましいため、センターでは1月から12月まで就業した分の配分金支払証明書を発行しています。確定申告の際は、この証明書をご利用ください。

また、前年と内容が変わる場合もありますので、不明な点は上尾税務署に確認してください。

※シルバー派遣事業で就業された方には、公益財団法人いきいき埼玉（埼玉県シルバー人材センター連合）から源泉徴収票が郵送されます。

就業相談会のお知らせ

要予約

未就業の方を対象に就業相談を下記のとおり行いますので、是非お越しください。

開催日	時間	場所
1月21日（水）	午後1時30分～	桶川市シルバー人材センター会議室
2月18日（水）	午後3時30分	

※就業相談会は予約制といたします。必ず事前に事務局へ予約をしてください。

「雪かき」の仕事ができる方を募集

降雪時、速やかに対応できるよう、今シーズンも事前に『雪かき』会員を募集します。雪かきの依頼があった場合には、作業現場近隣にお住まいの会員さんに作業をお願いしたいと思います。なお、単発の仕事ですので、未就業会員の方、他の仕事に従事されている方や仕事が空いている日に作業が可能な方の登録もお待ちします。（除雪スコップ、長靴、手袋は各自でご準備ください。）

【配分金単価】1,500円/時間 【連絡先】事務局（担当：吉岡）まで（☎777-1920）

接遇研修のお知らせ

下記のとおり接遇研修を行いますので、市民と接する機会が多い仕事に就いている会員さんで、今までに接遇研修を受講していない方は必ず参加してください。

【実施日時】

2月3日（火）

10:00～12:00

ポイント
2点

【場所】勤労福祉会館大会議室

【定員】40名

1月30日（金）までに事務局へ申込みください。

シルバー派遣会員研修のお知らせ

シルバー派遣事業で就業する会員への教育訓練として次のとおり研修会を行います。該当する方は、後日通知しますので受講ください。

「クレーム対応研修」

【日時】2月3日（火）13:30～15:00

【対象】対人関係・顧客心理研修が済んでいる方

「対人関係・顧客心理研修」

【日時】2月17日（火）13:30～15:30

【対象】接遇研修の受講が済んでいる方

【場所】勤労福祉会館大会議室 【定員】それぞれ40名

開催日の1週間前までに事務局へ申込みください。

安全と健康のコーナー

○2026年4月1日から自転車の違反に「青切符」が導入！（対象16歳以上 運転免許の有無は関係なし）
青切符（交通反則通告制度）の導入により、自転車で違反をした場合に反則金が課せられます。特に、就業先まで自転車を使用する方は気を付けましょう。

悪質・危険な違反が青切符の対象です！（一例）

<p>携帯電話使用等（保持）</p> <p>12,000円</p>	<p>遮断踏切立入り</p> <p>7,000円</p>	<p>自転車制動装置不良</p> <p>ブレーキなし 5,000円</p>
<p>信号無視（赤色等）</p> <p>6,000円</p>	<p>指定場所一時不停止等</p> <p>5,000円</p>	<p>横断歩行者等妨害等</p> <p>6,000円</p>
<p>通行区分違反（右側通行等）</p> <p>6,000円</p>	<p>※1 自転車は車道通行が原則ですが、次のような時は「普通自転車」は歩道を通ることができず、歩道を通行することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路標識や道路標示で歩道を通行することができるとき ●13歳未満の子供や70歳以上の高齢者又は一定の身体障害を有する方が運転するとき ●車道又は交通の状況に照らして通行の安全を確保するために歩道通行がやむを得ないと認められたとき <p>★ただし、歩道は歩行者が優先です★</p>	
<p>無灯火</p> <p>5,000円</p>	<p>軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）</p> <p>3,000円</p>	<p>並進禁止違反</p> <p>3,000円</p>
<p>公安委員会遵守事項違反</p> <p>傘差し運転 5,000円</p>	<p>イヤホン等の使用運転^{※2}</p> <p>5,000円</p>	<p>安全運転義務違反</p> <p>手を放した運転等^{※3} 6,000円</p>
<p>※2 安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえる場合を除きます。</p>		<p>※3 自転車を運転するときは、自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。</p>